

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

**国務院、自由貿易区の対外開放拡大に関する若干措置を公表、国際ルールに照準**

国務院は2023年6月29日、『条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的な基準に合わせた制度上の開放の推進に関する若干措置』を公表しました。若干措置は自由貿易区・港における貨物・サービス貿易と人員往来の利便化、資本項目に係る海外送金の円滑化などに関する内容を盛り込みました。これはCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、デジタル貿易協定DEPAに照準を合わせ、国際的な枠組みへの加盟に向けた地ならしとみられます。

## ■ 直近の重要政策

**地方政策**

- ✓ 『北京市におけるハイエンド産業の科学技術イノベーション体系の整備に向けた実施方案』の公表に関する北京市経済情報化局の通知  
（北京市政府、6/20）
- ✓ 『北京市のロボット産業のイノベーション発展行動方案（2023～2025年）』の公表に関する北京市政府の通知  
（北京市政府、6/28）

**最低賃金**

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移  
（人力資源社会保障部など、7/1時点）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国務院、自由貿易区の対外開放拡大に関する若干措置を公表、国際ルールに照準

国務院は 23 年 6 月 29 日、『条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的な基準に合わせた制度上の開放の推進に関する若干措置』<sup>1</sup>(以下、若干措置)を公表しました。中央政府はグローバル化への取り組みにより一層の成長を実現すべく、上海、広東、天津、福建、北京自由貿易試験区及び海南自由貿易港(以下、対象区域)に対し、貨物・サービス貿易と人員往来の利便化、資本項目に係る海外送金の円滑化などに関する施策を打ち出しました。

若干措置は対外開放拡大の一環に位置付けられ、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、デジタル貿易協定 DEPA に照準を合わせ、国際的な枠組みへの加盟に向けた地ならしとみられます。

若干措置の主な内容については以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 若干措置の主な内容

項目	内容	条目
貨物貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 再製造した製品の輸入規制を緩和する。今後作成する基準を満たす再製造品を対象区域に輸入する場合は「機電製品輸入管理弁法」に定められた中古品の輸入禁止・制限措置を適用しない。商務部と地方政府は今後 6 カ月以内に基準を作成する。</li> <li>✓ 近年、建設機械などの分野を中心に再製造した製品への需要が旺盛であることが背景にある。</li> </ul>	第 1 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 修理目的で一時的に海外に搬出した航空機と船舶(関連部品を含む)を海南自由貿易港に戻す際、付加価値の発生を問わず、輸入関税を免除する。</li> <li>✓ これは海南自由貿易港に限って適用する。同港を主要拠点とする航空会社・海運会社のコスト削減を図る。</li> </ul>	第 2 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 修理目的で一時的に海南自由貿易港に搬入した製品を修理後に搬出する場合は輸出関税を免除する。搬出せず、域内で販売する場合は関税を課する。</li> <li>✓ これは海南自由貿易港一部の税関特別監督管理区域に限って適用する。現行の「保税輸入、輸出免税」を「直接免税」に変更する。</li> </ul>	第 3 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 納税義務者は税関に担保を提供した上で、◇臨時入境者が業務、貿易または活動を展開するのに必要な設備(ソフトウェア、ニュース報道や映画・テレビ番組の撮影に使用する設備機器など)、◇展示用または実演用の貨物、◇コマーシャルサンプル、コマーシャルフィルム、録音、◇スポーツ競技、演出やトレーニングなどに必要なスポーツ用品を一時的に搬入した場合、関税、輸入増値税及び消費税を納付しないことが可能である。</li> <li>▶ 上記貨物は搬入日から 6 カ月以内に搬出しなければならない。その期限を延長する必要がある場合は、規定に基づき延長手続きを実施しなければならない。一時的に搬入した期間においては販売または賃貸などの商業目的に使用してはならない。</li> <li>✓ 現行規定との整合性を図りながら、一時的に搬入した期限と用途制限も明記する。</li> </ul>	第 4 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象区域の税関は原産地証明書の誤植、タイプミス、重要性のない情報の漏れなど些細なミスまたは書類間のわずかな違いの存在を理由に、貨物の優遇関税措置の適用を拒否してはならない。</li> </ul>	第 5 条

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202306/content\\_6889026.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202306/content_6889026.htm)

【図表 1】若干措置の主な内容（続き）

項目	内容	条目
貨物貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要の検査手続きを完了し、通関に必要な書類と情報を提供することを前提に、対象区域の税関は原則的に、航空貨物を到着後 6 時間以内、一般貨物を 48 時間以内に通関させる。</li> </ul>	第 7、8 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外認証機関が中国域内で法人格を取得し、または事務所を設立することを、その発行した認証結果もしくは関連検査・測定結果を承認する条件としてはならない。</li> <li>海外認証機関が中国域内に拠点を設けなくても関連業務を展開することが可能になる。企業にとって重複認証に係るコストの削減に資する。</li> </ul>	第 10 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域で情報技術設備製品を輸入する場合、製品が電磁両立性基準または技術規則に適合することを証明する際、サプライヤーの自己適合声明を認める。</li> <li>サプライヤーの自己適合声明の適用対象を現行の一部の低電圧機器から情報技術設備まで拡大する。</li> </ul>	第 11 条
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融管理部門は事業展開（特定業務を除く）を申請する外資系金融機関を国内金融機関と同様に扱う。海外金融機関などによる金融サービスの提供申請につき、原則 120 日以内に可否を回答する。</li> <li>対象区域における企業、個人が法に基づきクロスボーダー金融サービスを利用することを認める。具体的なサービス内容については、金融管理部門が別途規定する。</li> </ul>	第 13～15 条
人員往来	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域における外資系企業が海外社員を域内拠点に派遣する場合は、家族同伴の入境、在留期間を同社員と同様に扱う。</li> </ul>	第 17 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域に拠点を設立することを計画する外国企業の幹部が入境する場合は、2 年間の滞在を認めるビザを発行する。これは家族同伴にも適用する。</li> </ul>	第 18 条
デジタル貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>市販ソフトウェア（重要情報インフラ用のソフトウェアを含まず）及び当該ソフトウェアを利用した製品を輸入、販売または使用する場合、関係部門及びその職員は企業、個人所有の関連ソフトウェアのソースコードを譲渡または取得することを条件として要請してはならない。</li> <li>これは金融機関向けソフトウェアに適用しない。一部は重要情報インフラ用のソフトウェアとされる可能性もある。</li> </ul>	第 19 条
ビジネス環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>真実性と適法性の確保を前提に、出資金や利益、配当、利息、キャピタルゲイン、ロイヤリティ、管理費、売却益、賠償金など外国投資家の投資に係る資金の海外送金と入金が遅滞なく実施することを認める。</li> </ul>	第 21 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域内の事業者に係る公開された特許出願及び取得した特許について、主管部門は関連規定に基づき、◇検索及び審査結果（関連既存技術の検索に関する情報を含む）、◇特許出願人の非機密回答意見、◇特許出願人と関係第三者が提出した特許と非特許文献の引用文を公開しなければならない。</li> <li>技術の研究開発とイノベーションを促すため、引用した特許と非特許文献を公開情報に追加する。</li> </ul>	第 23 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権に関する救済申立について、申立人が合理的に入手可能な証拠を提供し、権利が侵害されていることまたは侵害されようとしていることを初歩的に証明した上で、対象区域の裁判所は、相手方当事者の陳述を事前に聴取せず、関係法令規則に基づき関連措置を迅速に講じなければならない。</li> </ul>	第 24 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域の労働紛争仲裁機関は当事者に仲裁判断書を遅滞なく交付し、法に基づきその仲裁判断書を公開する。</li> </ul>	第 28 条

（若干措置に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 地方政策

#### 『北京市におけるハイエンド産業の科学技術イノベーション体系の整備に向けた実施方案』の公表に関する北京市経済情報化局の通知

(原文：北京市经济和信息化局关于印发《北京市高精尖产业科技创新体系建设实施方案》的通知)

北京市政府 2023 年 6 月 20 日公表

#### 【主要内容】

- 北京市政府はハイエンド産業における技術開発・イノベーションを後押しするための実施方案を公表し、重点取組事項と今後の目標などを示した。
- 25年までの目標については、ハイテク産業における企業技術センター500カ所とイノベーションセンター5カ所、パイロット実験プラットフォーム約10カ所を新設し、これまでボトルネックとなった中核製品30件の技術を獲得し、市級のサプライチェーンコア企業約50社を育成するとした。
- 30年までには、ハイテク産業における企業技術センター1,000カ所とイノベーションセンター10カ所、パイロット実験プラットフォーム約30カ所を新設し、ボトルネックとなった中核製品100件の技術を獲得し、市級のサプライチェーンコア企業約100社を育成することを目指す。
- 企業技術センターが研究開発や検証・測定、標準計測などの分野において外国人材を誘致することを支援する。
- 人型ロボット、水素エネルギー関連設備、メタバースなどの分野において、サプライチェーンコア企業を中心に、周辺産業と連携しイノベーション連合体を組み、サプライチェーンの弱点を補強し、技術の研究開発と実用化を加速する。
- 医療や工業設計、建築、エネルギーなどの分野においてAIを活用し、産業を跨いだ資源集約を行い、大規模コーパスを構築する。
- 実績を上げたパイロット実験プラットフォーム、重要技術と設備装置の導入に対し補助金を支給し、付加価値の高い技術の実用化事業に対する奨励金を引き上げる。
- マザーマシンや医療ロボット、医療用映像機器などの分野において複数のパイロット実験プラットフォームを作り上げることを支援する。
- この他、デジタルエコノミー、新材料などの分野における国際標準化に向けた取り組み、新技術と新製品の応用シーンの創出や民間企業と国有企業の連携強化などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefaqui/202306/t20230626\\_3145588.html](https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefaqui/202306/t20230626_3145588.html)

『北京市のロボット産業のイノベーション発展行動方案（2023～2025年）』の公表に関する北京市政府の通知

（原文：北京市人民政府办公厅关于印发《北京市机器人产业创新发展行动方案（2023—2025年）》的通知）  
京政办发〔2023〕17号

北京市政府 2023年6月28日公表

【主要内容】

- 北京市政府はロボット産業における技術開発・イノベーションの促進に向けて25年までの活動方案を公表し、25年までの目標と取組内容などを示した。
- 高付加価値のあるハイテックロボットを100種、全国で普及可能な応用シーンを100件育成し、1万人当たりロボット保有台数を世界上位に引き上げ、域内のロボット中核産業の売上高を300億元以上に高めることを25年までの目標に掲げた。
- 人型ロボットに加え、医療・介護ロボット、協働ロボット、特殊ロボット、物流ロボットに関する技術と製品の開発に注力する。
- 大規模コーパスの構築や、人口皮膚などの新材料と汎用ソフトウェアの開発などに取り組む。
- 減速機やサーボモーター、制御システム、センサー、ハンド（グリッパ）などの重要部品の品質と良品率を高める。
- 医療や製造、建築、流通、介護、救援、農業などの分野における需要に照準を合わせ、ロボットの応用と導入を拡大する。
- この他、技術、製品及び応用に関する標準の策定・改定、パイロット実験プラットフォームの整備、複数のロボット産業クラスターの構築などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202306/t20230628\\_3148572.html](https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202306/t20230628_3148572.html)

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 中国各地の最低月額賃金

上海市は23年7月1日より月額最低賃金を2,590元から2,690元に、陝西省は同5月1日より月額最低賃金を1,950元から2,160元に引き上げるとしました。

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
華北	北京	2021年8月	2,320	2,320	2,320	2,200	2,200
	天津	2021年7月	2,180	2,180	2,180	2,050	2,050
	河北	2023年1月	2,200	1,900	1,900	1,900	1,900
	山西	2023年4月	1,980	1,880	1,880	1,700	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,860	1,860	1,680	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,880	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,910	1,910	1,810	1,810
華東	上海	2023年7月	2,690	2,590	2,590	2,480	2,480
	江蘇	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	浙江	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,010	2,010
	山東	2021年10月	2,100	2,100	2,100	1,910	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	1,800	1,800	1,700
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,100	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,200	2,200
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,810	1,810	1,680
	海南	2021年12月	1,830	1,830	1,830	1,670	1,670
中部	河南	2022年1月	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	1,650	1,650	1,550	1,550
	江西	2021年4月	1,850	1,850	1,850	1,680	1,680
	湖北	2021年9月	2,010	2,010	2,010	1,750	1,750
	湖南	2022年4月	1,930	1,930	1,700	1,700	1,700
西北	陝西	2023年5月	2,160	1,950	1,950	1,800	1,800
	甘肅	2021年9月	1,820	1,820	1,820	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,950	1,950	1,660	1,660
	青海	2023年2月	1,880	1,700	1,700	1,700	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,820	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	1,800	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	1,780	1,780	1,780
	貴州	2023年2月	1,890	1,790	1,790	1,790	1,790
	雲南	2023年1月	1,900	1,670	1,670	1,670	1,670
	チベット	2021年7月	1,850	1,850	1,850	1,650	1,650

※23年以外の金額は22年12月31日時点の基準額(人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

[http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202307/t20230703\\_502349.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202307/t20230703_502349.html)



【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。